

No	内 容	質 問	回 答
1	目 的	人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）の目的は？	光熱水費等の価格高騰によって、国が定める公定価格（介護給付費等）により経営を行う障害福祉サービス施設・事業所等は大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられていることから、安定的なサービス提供体制を確保するため、物価高騰分の一部を給付するものです。
2	対象について	今回の給付金について、給付の対象となる施設・事業所等を教えてください。	今回の給付対象は、令和7年3月31日において、人吉市内の指定障害福祉サービス施設・事業所等を開設又は管理し、今後も事業を継続する意思を有する者となります。 ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの全期間において事業を休止している施設・事業所等を除きます。 併せて、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に施設・事業所等において支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税を除く。）を有することが必要です。
3	対象について	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に廃止される（廃止された）施設・事業所等の場合、今回の給付金を申請することができますか。	令和7年3月31日時点で廃止される（廃止された）施設・事業所等は、今回の給付金の対象外です。また、申請時点で施設・事業所等の廃止を届出しているか、又は具体的に廃止予定時期が定まっている場合は、対象となりません。
4	対象について	現在休止中の事業所ですが、対象となりますか。	現在休止中の施設・事業所等であっても、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に運営していた期間を有するとともに、支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く）があり、かつ、今後の事業継続の意思がある場合は申請可能です。
5	対象について	対象経費の「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」の間に交付対象者が支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分」とは、いつと比較して増加した分ですか。	「令和3年4月1日から令和4年3月31日」と比較して、光熱水費等の対象経費が増加している場合は対象となります。 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新設した施設・事業所等は、「事業計画などで当初想定していた光熱水費等の対象経費」と比較して、増加している場合は対象となります。
6	対象について	支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分が、給付金の給付額を下回っていますが申請できますか。	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支出する光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分（消費税及び地方消費税相当額を除く。）がある場合は申請可能です。
7	対象について	支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分について、利用者負担額を増額したため、法人負担額の上昇がない場合は、申請できますか。	申請することはできません。 今回の給付金は、国が定める公定価格（介護給付費等）により運営され、物価高騰の影響を受けて費用が増加している施設・事業所等が対象となります。

No	内 容	質 問	回 答
8	対象について	就労支援事業所等において、支出した光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分について、福祉事業活動に係る会計分と生産活動に係る会計分のどちらも対象になりますか。また、片方のみ対象となる場合、どのように区分すればよいですか。	今回の給付金は、国が定める公定価格（介護給付費等）により運営されており、物価高騰の影響を受けて費用が増加している施設・事業所等が対象になるため、福祉活動に係る会計分とした光熱水費、燃料費、食費等の物価高騰に係る上昇分がある場合に申請可能です。共通費用の区分については、生産活動の業種・業態により様々な経費の形態が想定されますので、各法人の取引の実態に即した合理的な区分を行ってください。（厚生労働省作成「就労支援事業会計の運用ガイドライン」参照）
9	対象について	介護関係と障がい関係の共生型障害福祉サービスを実施していますが、それぞれ対象になりますか。	どちらか一方が対象となります。共生型障がい福祉サービス等を実施している事業所で、複数分野で今回の支援金の対象となる施設・事業所等は、本来のサービス等を実施している（指定を先に受けた）分野でのみ申請してください。
10	対象について	短期入所サービス事業所について、「併設事業所」、「空床利用型事業所」、「単独型事業所」で取扱いに違いはありますか。	短期入所サービス事業所について、「空床利用型事業所」は市の給付金の対象となりません。対象となる「併設事業所」、「単独型事業所」のみ申請してください。
11	対象について	「相談系」のサービスを複数実施していますが、それぞれのサービスについて対象になりますか。	「相談系」のうち、「計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援」について、同一事業所で実施している場合は、実施しているサービスの数に関わらず、1事業所として申請してください。各指定障害福祉サービス事業所として専有のサービス提供区画、事務所を有している場合のみ、同一事業所で複数サービスを申請することができます。
12	対象について	「訪問系」のサービスを複数実施していますが、それぞれのサービスについて対象になりますか。	「訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）」については、同一事業所で実施している場合は、実施しているサービスの数に関わらず、1事業所として申請してください。各指定障害福祉サービス事業所として専有のサービス提供区画、事務所を有している場合のみ、同一事業所で複数サービスを申請することができます。
13	対象について	同じ「訪問系」の事業所で、介護サービスと併せて障がい福祉サービスを実施していますが、介護分と障がい分それぞれ対象となりますか。	介護サービスと併せて障害福祉サービスを実施している訪問系の施設・事業所等は、一方のみが対象となり、介護での申請となります。
14	対象について	多機能型の特例対象となっている複数サービスを同一の施設・事業所等で実施している場合、それぞれ対象となりますか。	多機能型の特例対象となっているサービスについて、各指定障害福祉サービス事業所として専有のサービス提供区画、事務所を有している場合、同一事業所で複数サービスを申請することができます。（同一区画について時間帯で提供サービスを分けている場合は、専有の区画を有するとはみなされません。）
15	対象について	障害者支援施設が実施する施設入所支援と日中系サービスは、それぞれ対象となりますか。	障害者支援施設が実施する施設入所支援と日中系サービスは、区画・部屋を区分しサービスの提供を行う必要があるため、施設入所支援と日中系サービスをそれぞれ対象とします。
16	対象について	日中系サービスと併せて、就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援サービスを実施している場合、それぞれ対象となりますか。	相談系サービスに分類している就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、日中系サービスと区画・部屋を区分しサービスの提供を行う必要があるため、相談系サービスと日中系サービスをそれぞれ対象とします。

No	内容	質問	回答
17	対象について	主たる事業所と従たる事業所（又は出張所）を有する事業所の申請は、どのようになりますか。	指定事業所単位での申請となります。 なお、利用定員区分は主たる事業所と従たる事業所の合計となります。
18	対象について	共同生活援助サービスで、共同生活住居を複数有する事業所の申請は、どのようになりますか。	指定事業所単位での申請となります。 なお、利用定員区分は複数の共同生活住居の合計となります。
19	申請方法について	今回の給付金について、申請受付期間はいつまでですか。	令和7年6月2日（火）から令和7年6月30日（月）（必着）までとなります。
20	申請方法について	申請方法はどのようにすればいいですか。	申請書及び添付資料について、障害福祉サービス施設・事業所等を開設又は管理している法人において取りまとめの上、郵送または、福祉課障がい者支援係の窓口を持参するいずれかの方法で提出してください。 申請に必要な様式等は、人吉市ホームページからダウンロードして使用してください。 ホームページ掲載コンテンツ名：人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）について （郵送）提出先：〒868-8601 人吉市西間下町7番地1 人吉市役所福祉課障がい者支援係（物価等高騰対策支援給付金）宛
21	申請方法について	申請の際の添付資料はどのようなものが必要ですか。	以下の申請書及び添付資料を、郵送または、人吉市福祉課障がい者支援係の窓口を持参するいずれかの方法で提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・人吉市障がい者施設等支援給付金（物価等高騰対策）交付申請書兼請求書 ・交付対象障がい者施設等一覧表 ・確認事項チェックリスト ・振込口座の情報が確認できるもの（通帳の写し等） ・委任状（※申請者と異なる名義の振込口座を指定する場合のみ提出が必要）
22	申請方法について	複数の障害福祉サービス施設・事業所の開設者です。申請はどのように行えばいいですか。	申請は、法人毎に原則1回です。複数の障害福祉サービス施設・事業所分を取りまとめて行ってください。また、申請書を提出する際は、法人内の障害福祉サービス施設・事業所で申請漏れがないか、必ず確認してください。
23	申請方法について	申請者（法人代表者）名義ではない口座を、振込口座とすることはできますか。	可能です。その際は、給付金を受領する権限を申請者が振込名義人に委任したことを証する「委任状」を提出する必要があります。
24	申請後の手続きについて	申請（請求）した給付金の支払時期はいつ頃になりますか。	基本的には、令和7年7月までに支払を行う予定ですが、審査状況によっては、令和7年8月以降となる場合もあります。

No	内 容	質 問	回 答
25	申請後の手続きについて	実績報告は必要ですか。	今回は、申請書の提出をもって実績報告とみなすため、申請と別途の実績報告は不要です。
26	申請後の手続きについて	給付金の交付決定を受けた場合に、5年間保管しなければならない証拠書類等とは何ですか。	<p>市から求めがあった場合、次の書類をいつでも提出できる状態にして保管しておいてください。</p> <p>①市に提出した給付金交付申請書類一式の事業所控え ②市からの交付決定等通知書 ③「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」の光熱水費、食費及び燃料費等の物価高騰に係る上昇分が確認できる書類等（伝票、領収書、口座引落の場合は通帳の該当部分等）</p> <p>なお、③については、申請時に提出を求めませんが、施設、事業所等において適切に整備保管するとともに、市から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。</p>
27	その他	来年度も同様な支援が続きますか。	現時点で未定です。